

令和5年度第1回埼玉県自立支援協議会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年11月17日(金)午後1時00分開会、3時10分閉会
- (2) 場所 Zoomによるリモート開催

2 出席者

(1) 委員

飯村 史恵、上田 月子、古澤 潔、菊池 波江、佐藤 美樹子、
亀岡 香緒里、小林 由起子、岡部 浩之、関口 暁雄、
小林 哲踐、北山 隆尋
(欠席委員：登坂 英明、大野 操、梅田 耕)

(2) 事務局

障害者支援課

鈴木 淳子、平野 康秀、千葉 誠、田中 まどか、川田 明久、
楡井 隆広、小林 健太

障害者福祉推進課

川上 正剛、西川 智久、成中 琢也、

3 議事

- (1) 第7期埼玉県障害者支援計画(案)について

4 報告

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価制度について
- (2) 埼玉県障害者地域支援体制整備事業について
- (3) 各部会の取組等について
 - ①精神障害者地域支援体制整備部会の取組
 - ②人材育成部会の取組
 - ③医療的ケア児支援部会の取組

※ 議事の前に埼玉県自立支援協議会設置要綱第4条に基づいて、本協議会の会長を飯村委員に、副会長を登坂委員に委員の互選により選任。

【飯村会長】

初めに、議事の(1)第7期の埼玉県障害者支援計画の案について、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局（障害者福祉推進課）】

議事(1)について、事務局から説明。

【古澤委員】

計画に関しては、埼玉県障害者協議会からの委員も障害者施策推進協議会に参加しています。そういうところも含めてお話は聞いているのですけれども、3点感じることがあるので、発言させていただきます。

まず1点目は、6ページの計画の趣旨のところですが、最初に障害者差別解消法から、埼玉県のまちづくり条例の改正までは、法令や条例だと思うのですが、障害者権利条約は、憲法98条で国際法は、これを誠実に遵守するとなっており、法律や条例の上に立つものであると私は理解しているのですけれども、この文章を読むと、障害者権利条約に基づく国際障害者権利委員会の、総括所見などの障害者を取り巻く動向を踏まえて、位置も含めてですね、弱い感じがするんです。やはり障害者権利条約があって、そしてそこで総括所見も出されてきて、国もそうですし、埼玉県や市町村もそうですけれども、こういう法令や条例をどういうふうにもう一度見直していくのか、必要だったら見直していくのか、そしてそういう中で支援計画が、立てられているのだというところと言うと、ここの計画の趣旨の文章の中では、権利条約はすごく後ろに追いやられていると感じがしております。

それから2点目ですが、11ページですが、実はここで盛り込まれるかどうか分かりませんが、障害者福祉に関する人材が大変逼迫しています。それは全部そうなのですが、特にヘルパー派遣事業、2の(1)の地域生活支援体制に関して、ヘルパーさんがなかなかなくて、地域の中で、大変苦労しているという話を聞いております。

そういう意味において、個々の人材の問題とか、そういう問題というのが、入れ込めるのかどうか、この(1)の問題や、それから(2)の福祉サービス事業所の運営支援とか、それから就労の中でも、事業所等の整備、運営の支援って書いてありますけれども、そこに関して、人材の問題もきちんと、入れるべきではないかというふうに思っております。

それから3点目です。12ページの2の(3)の住まいの場の確保ですけれども、地域での自立生活のためのグループホームなどの整備を促進するという促進はいいのですけれども、統計で見ると、いわゆる営利企業の方の、パーセンテージが多くなってきている。その中でいろんな支援の不都合さが出ているというふうには聞いております。そういう意味でいうとこの単に整備を促進するだけでいいのかという感じが少ししておりますので、ここに関してしっかりと利用者に対する支援を守る、守った上での整備をしていくということを検討していかないといけないのかなと感じています。

【飯村会長】

それぞれ大変重要な部分かと思えますけれども、まず事務局の方でそれぞれで、障害者権利条約の位置、それから人材、特にヘルパーですとかを含めた部分の位置付け、そして居住の場のところの量的だけではない質的な確保という点についてまずご説明をお願いできますでしょうか。

【事務局（障害者福祉推進課）】

まず1点目の「I 計画の趣旨」における国内法や条例などの並び順の件についてですが、障害者権利条約に基づく国連の障害者権利委員会の総括所見が最初に来るべきではないか、条約の話なので順番としては国内法よりも先にくるべきではないかというご指摘についてです。これにつきましては、すでに障害者施策推進協議会において、記述の順序について議論がなされており、そこでまとまった結論に基づいて、この順序で記述しています。古澤委員ご指摘のとおり、条約であれば効力上は国内法より順位が上になりますが、今回計画で記載をするのが、条約そのものではなく総括所見であるということ踏まえ、そのような順序で記載することとしたものです。現行計画の期間である3年間の中で起こった障害福祉に関する出来事としては、総括所見は非常に大きな出来事になりますので、計画の中でも触れるべきと考えましたが、ただ並び順としては、国内法、条例、最後に総括所見が来るという並び順で問題ないのではないかとこの障害者施策推進協議会における議論を踏まえてこのような記述にさせていただいております。

2点目の人材確保の問題につきましては、今年度に入ってから障害者施策推進協議会でも協議の題材として提示され、議論もされている状況です。ただ、そのための新規施策を入れることは難しいと考えており、既存の施策の中で対応していく方向で考えている状況でございます。

続きまして3番目のご質問になります。グループホームの整備を促進していくというのはわかるけれども、営利企業等の参入が加速していく中で、質の確保というのも非常に重要な課題になっていくのではないだろうかというようなご

指摘です。これにつきましても、第5章の部分でグループホームを初めとするサービスの質の確保について、いくつか新規施策などを盛り込む予定でありますのでそちらの方で対応させていただく考えです。今ご指摘の点につきましては、県としても今後力を入れていくということで、第7期計画の方でも新規施策などを盛り込む形で対応していく考えで現在作業を進めているところでございます。

【飯村会長】

事務局の方からのご説明をいただいておりますけれども、古澤委員いかがでございましょうか。

【古澤委員】

3点目は納得しました。1点目と2点目は納得してないですけれども、分かりました。

【飯村会長】

1点目は推進協の方でも一応合意がということでもありましたが、2点目の部分は施策そのものということより今大変重要な課題ということにもなっているかと思いますので、盛り込み方についてはもう少し工夫の余地もあるのではないかなということもあります。本日お示しをしたものに、多少その部分を加える余地ですとかがおありでしょうか。

【事務局（障害者福祉推進課）】

とりあえず今日のところは、ご意見としてお預かりさせていただいて、検討をさせていただければと存じます。

【飯村会長】

では少し事務局の方とも検討させていただくということで是非いただいたご意見がより積極的な形で反映ができるような方向であることが協議会としても大変大事なところかなというふうに思いますので、古澤委員、そのような形で少し詰めさせていただくということではいかがでございましょうか。

【古澤委員】

はい。大丈夫です。

【亀岡委員】

今のお話にもあったグループホームのことですけれども、うちも息子が20代

後半で、まさに少し考える年齢に入ってきてまして、相談員さんと話をすると、グループホームの数はあるけれども、やはり重度の人を受け入れているところが少ないという話を聞きます。当会の要望書の回答を県の方からいただいた時にも、やっぱり目標の数的にはもうクリアはされているけれども、やはり重度の方を受け入れるところが少ないと聞きました。それは本当に実感として感じています。さきほどの質のお話で、本当に例えば、これができないとちょっと受け入れ難いですよということがあると思うんですけども、そういうのは工夫次第で1人でできるようになることというのが結構あると思うので、家庭でやってることもあるだろうし、その通っている作業所等で取り組んでいることもあると思うので、そういう本当に連携をとってどういう工夫をして支援をしたら、重度の方でも1人でできることが増えるかということをやっていけると、重度の方でも、グループホームに入りやすくなるのかなとは思っています。その方と本当のもともとのところにあるのはやはり障害の特性をまず、理解していただいてというところがあるので、その辺りもグループホームの方にも進めていただけたらと思います。

あと11ページで、「1 理解を深め権利を護る」の「(1) 相互理解の強化」で、福祉教育や社会教育の場で障害当事者による授業や講演等を促進するということが挙がっていますがけれども、自閉スペクトラム症の方とか発達障害の方というのはなかなか上手く自分のことを整理してお伝えするというのが難しいことがあるのと、あと本当に一人一人、千差万別なので、何かその人がお話したことが、これが自閉スペクトラム症だとかというような受け取りにならないような配慮をしていただきたいと思います。

それから、コミュニケーションのところで、やはり発達障害の方とか知的障害のある方とかも、目を見た方が分かりやすいとかイラストがついて簡潔な文章になっていると分かりやすいとかいうことがありますので、それをぜひコミュニケーションのところにも含めていただきたいと思います。

【飯村会長】

重度の方たちのグループホームについて、埼玉県は力を入れているというふうにも伺っておりますけれども、その部分、あるいは相互理解ということです。ね、1例が全てではないというような、携わっている方にはとっては当たり前のことかと思っておりますけれども、なかなか、ここの部分がどう伝わっていくのかという問題や、そして、広くこのコミュニケーションの部分の媒体とか方法論についてというようなことのご意見というふうに思いますが、それぞれ事務局の方から説明をお願いします。

【事務局（障害者支援課）】

お話にもありました通り、グループホームの数そのものは、前回の計画策定時に県内のサービス見込み量という、全体の今後の伸びなど、推測する作業がございまして、その伸びよりも上の数ということで、整備がされている状況ですので総数、数自体は確かに満たしているということですが重度の方に対応するのが難しいという部分がございます。重度の方の中にはどうしてもグループホームでは難しいという方もいらっしゃいますが、内容が整えばグループホームでも生活が可能な方というのも多数いらっしゃいますので、埼玉県としては令和4年度から実施している事業で、県単の制度になりますけれども、いわゆる空き家住宅をグループホームに改修することでそれが重度化のための設備を整えていただけたところにつきまして、補助をするというのを埼玉県独自制度としてやらしていただいているところでございます。

また、重度の方の受け入れなどを積極的にやっていたいただいているところに対して、県の認証制度というのを持っており、より重度の方の受け入れなどについて、よい体制を整えられているということを確認するとともに、認証を受けた事業所を、県民の皆様にご紹介することによって、またそういった施設を希望している方に情報をお伝えして、入所されるグループホームを選択いただく。そういった制度をすでに始めており、第7期計画におきましても、引き続き、力を入れていきたいと考えて、また施策の方にも位置付けていくことを予定しております。

【事務局（障害者福祉推進課）】

2番目のご指摘についてですが、相互理解の強化のところで障害当事者による授業や講演等を促進するための講師等の情報を提供する仕組みの運用に関して、ASDをはじめとする発達障害は障害特性が非常に多様なものであるため、それを当事者講師の方が伝える場合には、伝え方に配慮が必要なのではないかというご指摘ですが、同様のご指摘を障害者施策推進協議会の方でも委員の方から受けております。その点につきましては、当課できちんと念頭に置いた上で事業の具体化を進めていきたいと思っております。

3番目のご指摘につきましても、第5章における施策の大柱Ⅱ、4番目の項目にコミュニケーションの支援という項目がありますが、ご指摘いただいた点を踏まえた上で新規施策などを盛り込んでいきたいと考えております。

【亀岡委員】

グループホームで重度の方を受け入れて、うまくいっている事例を何か皆さんで共有していただけたらいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

【飯村会長】

このあたりは計画をただ作るだけではなくて、進捗状況をいかに適切に評価をしていくか、さらに次の新しい計画につなげていくかというところでも大事なところかなと思いましたので、ご指摘いただいた部分についても幅広い障害の特性ということが、読んでいただく方にも理解がいただけるような表現ですとかを、また事務局の方にも工夫をしていただきたいというふうに思います。

【北山委員】

基本的なところでお話を伺いたいのですけれども、障害者の方というのは、多様な側面を持っているかと思います。サービスを受けている方もいるかと思いますが、いろいろな施設間の、もしくはいろいろな業種や施設間の連携というのが、障害者の方の支援をするに当たっては、非常に重要になろうかと思っております。特に18歳成人になって、それ以降また65歳、高齢者になって、その方を取り巻く状況が、加齢とともに変わってきますでしょうし、ただその方に対する支援というのは一貫性を持って、また継続性を持ってやっていかないとかならないと思うのですけれども、この障害者支援計画では、この施設間での連携というのはどういうふうな位置付けになっていて、どういうふうに取り組みされているのかをお伺いできればと思うのですけれども。

【飯村会長】

支援計画というのは、基本的に1人に対して立案をする個別の支援の計画のことをおっしゃっていますかね。

【北山委員】

全体の計画の中でどのように施設間が連携を取っていくのかという社会福祉、障害者福祉を推進するに当たってどういうふうに取り組んでいくべきで、どういうふうな位置付けになっているのかというのを伺いたかったのですが。

【飯村会長】

本日お示しをしているような、こうした計画を推進するに当たって事業者間の連携について、どういうふうに定めているかというような、そういうご趣旨でよろしいですか。

【事務局（障害者支援課）】

場面場面での対応になりますのでちょっと事例いくつか申し上げます。例えば障害児の施設と障害者の施設の連携ということ等につきましては法改正とか

もありまして、それまでは児の施設には、例えば、18歳までを超えた方もですね、いわゆる見直しということで、20歳例えば25歳26歳27歳というような年齢までいてしまうようなこともありましたが、こちらが改正でできなくなったということもございまして、そうしますと児から者への移行というのがスムーズにいかないと、回転が滞ってしまう。

また18歳で行き場所がなくなってしまうと、そういったことが起こりえますので、例えばこの児の施設から者の施設への移行ということにつきましては、令和5年度に発達障害福祉協会のご協力をいただきまして、県が関係機関と協議する協議の場というのを設置させていただいておりまして、その中で個別のケースの話もさせていただき、今後各機関と、スムーズに移管できるようにするにはどういった課題があって、どういったことがそれを解消できるか、そういったことを話し合う場を設定させていただいて議論を行うということをするに進めておりまして、計画においても、引き続きそういったことをさせていただきたいと考えております。また少し年齢とは違いますが事業所、施設の連携という一つの例としましては、例えば災害時に各施設がそれぞれで物が少なくなってしまったとか、そういったことがある場合にお互いにその物資を共有する互助ネットワークというものを県も協力させていただいて、各施設の団体の皆様にもご協力をいただいております。

ですから、例えばもちろん行政の方から避難物資というのは、ありますがそれとは別に施設特有の物資とかで、必ずしもいわゆる支援物資に入っていないけれども必要な物とかがあった場合に、例えば被災地が埼玉県全体ではなくて、東部地区では起きてるけれど西部地区が比較的安全であるとか、そういったことがあった場合に、安全な地区の施設の方々にご協力いただいで、物資を一時的にお借りることになるんですけども、一時的に互助で助け合いそういった取り組みを整備させていただきまして、実際にコロナはちょっと災害とはちょっと違いますけれども、その時にもですね、ご協力いただいているというそんな状況がございまして、こちらも引き続き続けさせていただければと考えております。

【北山委員】

この連携というのが、支援計画全体の大事な位置付けになろうか感じたものですから質問させていただきましたけれども、様々な取り組みをされているのが分かりました。ありがとうございました。

【佐藤委員】

11ページの「2 地域生活を充実し、社会参加を支援する」というところの(1)の一番最後に、精神科病院の社会的入院患者ということでありますけれども、是非地域で社会の一員として安心して暮らす社会が実現するととてもうれ

しく思います。精神科病院の社会的入院患者の退院もちろん大切なことですが、精神障害の方、家族と同居の方もたくさんいらっしゃいます。家族が高齢化しておりまして、本人が家にひとり取り残されるという状況も数多く発生しておりますので、本人が地域で自立して生活できるということがとても大事なことになってきています。そのためには、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、こちらの方がとても重要になってきます。こういったことも踏まえて、入院患者の方ももちろん、地域で自立して生活できるということも同時に実現しますので、地域で安心して暮らすということを是非推進していただければと思います。

【飯村会長】

こちらの項目はまさに必要な医療とそれから生活、そして福祉サービスというところの支援ということが今問われる部分なのかなというふうに思いますが、この部分について何か付け加えてのコメントなどがありましたら、事務局から、お願いします。

【事務局（障害者福祉推進課）】

計画にも盛り込ませていただきましたが、市町村や関係機関と協力して、おっしゃられたような地域包括ケアシステムがしっかりとできるよう努力してまいりたいと思います。

【佐藤委員】

精神障害者を支える家族たちが本当にこのことを切に願っておりますので、地域のケアの充実をよろしく願いいたします。

【関口委員】

古澤委員と亀岡委員がお話されたことに付け加える形になりますけれども、5ページの課題の2のところ、「障害の特性に応じたコミュニケーションの手段を確保し」でございますけれども、これは先ほどお話された自閉症の方のコミュニケーションの難しさとかそういうところも若干含めてということになると思うのですが、コミュニケーション手段を確保するという前に理解をすることが必要なところでは、理解という言葉を入れてもいいのかなと私は思ったところです。

あとその右側の主な取り組みで、新しい取り組みとして、「障害の特性に応じた情報の取得利用や意思疎通の重要性」のところは、もう重要性ではなくて、具体的に普及啓発をして、先ほど、具体的なその例を見せるとか、そういう具体的なことをお伝えする普及啓発がもう大事だと理解していますので、重要性を外

してもいいのではないかなというふうには思ったところです。それから、手話通訳者の養成というのと、ここの障害特性のコミュニケーションというところが繋がってくると手話通訳者の養成のところだけが焦点が当たったような気がしまして、どういうふうに表示したらいいのか、少し悩むんですけども、いろんな障害の方のコミュニケーションを、情報確保と手話通訳者の確保というのは、別というか、一つの枠組みなんですけども、そこだけが強調されないような作りこみはいいのかなと思いました。あと手話通訳者については、なかなか地域でなり手がいないという話があるものですから、この広域的に手話通訳の連携が取れるような仕組みとか、あとICTが使えるスキームとか、そういうことも取り組みとしては必要かなというふうに思いました。

それから、11ページの権利擁護の取り組みのところですけども、権利擁護の取り組みの充実のところ、指導監督の強化というのもありますけども、障害者自身が自分の権利はなんだろうということを学ぶ場がなかなかないのかなと私は思っていて、障害者自身が自分の声を上げてもいい、権利について主張してもいいというような取り組みもあってはいいのではないかなというふうには思ったところがあります。

それから12ページの住まいの場の確保のところ、平成30年代だと思えますけども、厚労省の方でも、民間の住宅を、障害者の方も使えるようにというような、その居住支援協議会とか、そういうのを作りましょうというような動きがあったと思うのですが、グループホームから一般住宅へ移動できる、そういう気持ちを持たれた方についてはそういうご支援をしていきたいと思いますし、グループホームだけではなくて、一般住宅に入るような理解を、不動産屋さんとか大家さんとか、そういう方々に深めるような取り組みもあってもいいのではないかなと思いました。

【飯村会長】

こちらの方も、細かい部分についても大変重要なお指摘が幾つかありました。また、手話通訳の部分は、埼玉の場合、少し条例関係ですとか、幾つかあるのかなというふうにも思いますが、事務局の方からご説明が必要な部分がありましたら、まず先にそれをお願いできますか。

【事務局（障害者福祉推進課）】

まず1点目のご質問につきましてお答えいたします。コミュニケーションの前に障害特性を理解することが重要なのではないかなというご指摘につきましては、この資料は計画の骨子ということで要約された資料になりますので、そのあたりをはっきりと記述させていただくことができませんでしたが、現在計画に盛り込む方向で検討を進めております。障害者情報アクセシビリティ・コミュニ

ケーション施策推進法関係の新規施策になりますけれども、いまご指摘いただいた障害特性の理解に基づくコミュニケーション、障害の種類とか程度に応じてコミュニケーション上の配慮が必要なのではないかという点について、関連した新規施策の方も盛り込む予定です。

あと先ほど、別の委員からもご意見のありました発達障害児者との意思疎通についても、言葉による表現だけではなく視覚的表現も効果的に組み合わせた形のコミュニケーションが有効であるとか、そういった障害特性を踏まえた上でのコミュニケーションが重要であるというようなご指摘もありました。この点につきましても、そうしたご意見を踏まえた新規施策も盛り込む予定でございます。

2番目の手話通訳の人材確保につきましても、計画案の中で新規施策を盛り込む予定で進めております。手話通訳や要約筆記に関する具体的な仕事の内容について普及啓発を図ることで関心を深め、人材の確保につなげるというような内容の施策案を検討させていただいているところでございます。

3番目の権利擁護に関する施策については、現行の施策の中にもいくつか施策が盛り込まれていますが、そもそも障害者の権利とは何かということ学ぶ場を提供することも重要なのではないかなというふうなご指摘でございます。この点につきましても、計画案の中に新しく盛り込む案は出ておりませんが、障害者の権利擁護を進めていく上では重要な視点だと思われまますので、貴重なご意見として受けとめさせていただきまして、今後の障害者施策推進協議会などの議論の中でも反映させていければと思います。

【関口委員】

グループホームだけではなくて一般住宅に移行しやすい県の住宅関係者へのアプローチというの、さらに強化が必要かなというふうに思っておりますので、そこはやっていただくと助かるかなというふうに思います。手話通訳者はなかなか本当に見つからなくて、皆さんご苦労されています。先ほど古澤委員もヘルパーさんが見つからない話をされましたけれど、人を確保することが難しい場合には、本当にICTを使いながら、人が少ないながらも、コミュニケーションがとれる手段を考えていかなければいけない時代なのかなと私は思っていますので、そういう取り組みを始めてもいいのかなとは思っています。

【事務局（障害者福祉推進課）】

障害のある方の地域移行を促進する上で、ひとり暮らしなどに対応するためのグループホーム以外の住宅の整備も進めていくべきではないか、というご指摘につきましては、現行の第6期計画の中でもグループホームの整備以外に、例えば、障害のある方の居住の安定を図るため県営住宅の供給を促進し、障害のあ

る方の入居を支援していきますといった施策が、都市整備部の住宅課の所管で施策の中にも盛り込まれており、数値目標も設定されております。所管部署は異なりますがけれども、都市整備部の方で引き続きバリアフリー化の推進なども含めて、障害のある方が利用できる住宅の供給ということで施策を進めていくことになっています。

【岡部委員】

11ページの権利擁護の取り組みの充実というところで、私たちサービス提供事業者も虐待防止の観点は非常に重点を置いていて少しでも不適切な支援がなくなるように日々努めているところです。とはいえ施設従事者の虐待案件は、やはり後を絶たない部分があり、今グループホームでの虐待が入所施設の虐待案件を超えてしまうぐらい高い確率で起きているということ、冒頭皆さんからありましたようにグループホームの営利法人さんたちの、資質の向上みたいな部分とあわせて、しっかりと注意していかなければならないのかなと思います。それと同時に、やはり自分たち、今現在私は埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修にも少し携わらせていただいている身ではあるのですが、その中ですごく真摯に向き合っ自分たちの襟を正すために、小さなことでも、相談通報する事業者がたくさん増えてきています。その一方で、その報告をした先の市町村の担当者が、なかなかそれを受けとめきれないという事実がかなり今散見されています。そんな中でやはり自分たちのまず襟を正してしっかりと小さなことでも報告しようとしている事業者が報告した際にそれをしっかりと受けとめられる土壌が市町村にできていないと思わざるをえないことが、最近増えているので、その辺について、虐待防止・権利擁護研修を充実ではなくて、もう必須的なものとして職員の皆さんには受けていただきたいなと強く願うところでもあります。

続いて12ページの芸術文化の鑑賞や機会体験の機会の提供及びということですのでけれども、埼玉県ではもう10数年前から障害者福祉推進課の方が、すごく力を入れてくださった近藤良平さんを演出家として招いてパフォーマンスをやっているハンドルズという団体があると思いますが、そのハンドルズが県内だけではなく全国的にも世界的にも注目されているパフォーマーまでに成長したと僕たちは思っているのですが、彼らの発表の機会が、埼玉県としてなかなか今までやったものがなくなってしまったと伺っています。その辺についてもいろんな事情はあるのかもしれないですが、我々が想像している以上の力を発揮してくれる、そして埼玉県としての文化芸術っていう部分をすごくセンセーショナルにアピールしてくれるチームでもあると思いますので、本当に10数年かけて作り上げてもらったものなので、是非これからも継続していた

だきたいなということが一つの要望です。

それから13ページの福祉のまちのまちづくりの推進ということで、公共交通機関のバリアフリー化を推進については、これはとてもいいことですし、とても大事なことだと思うのですが、一方私が住んでおります埼玉県秩父というところはもう山間地域ということで、いろんなイベントを開催されていても、駅がバリアフリーになってなくてそこから車椅子の方が降りられなかったみたいなケースがあり、それは鉄道会社の方にも自治体の方にも要望したのですが、なかなかそういうバリアフリー化が推進するどころか、逆に無人化してしまうような事実もあって、何かそこら辺について、バリアフリー化という言葉は大事なのですが、その実態とかけ離れてないのか、山間地域のことも少し考えていただいた施策にしていきたいなということを強く願うところです。

【飯村会長】

こちらの方、地域間の差についてのご要望も一部あったようでございますけれども、事務局の方はいかがですか。

【事務局（障害者支援課）】

虐待の通報というのは非常に増加しております、またその対応っていうのは市町村によってバラバラであることは国の方の通知からも全国的にもそういった状況が見受けられるようで、市町村によって、現地確認の率が違ったり、そういったものが問題視されているところです。昨年度、市町村職員と、あと基幹相談支援センター職員を交えて研修を実施しており、その研修でも、現地確認の必要性などを伝えるなど、あとそもそも市町村職員、基幹相談支援センター職員が合同での参加を必須にして、研修を実施しているところです。今年度も同じような形で、市町村の職員等が、必須で出ていただくような形で開催したいと考えています。

【飯村会長】

研修はもちろんなのですが、やはり虐待という大変深刻な事態をどう受けとめ、どう解決していくというその部分もあるのかなというふうに思います

【事務局（障害者福祉推進課）】

本日は障害福祉推進課の芸術文化担当がこの会議には参加しておりませんが返答はできませんけれども、ご指摘いただきましたハンドルズの活動に関する意見は芸術文化担当の方に伝えさせていただきたいと思います。

また、同じように交通政策課がおりませんので、詳しいお話はできませんが、ご意見の方を担当課に伝えたいと思います。

【岡部委員】

仕方ないこともあるのかもしれないですけどもやはりそういった声を上げてくこと自体が大事だと思っていますので、何卒よろしくお願いします。

【亀岡委員】

先ほどグループホーム以外の住宅の整備という中の話で、県営住宅も活用していくということがあったのですが、何年か前に県営住宅に発達障害の方が入っていて、役員を順番でやるようになっていて、なんかできないんだったら何かこうちょっと一筆書くようにとかというふうに住民の方に言われて、そこに社協の方も同席していたにもかかわらず上手くちょっとフォローしていただけなくて、その方が亡くなってしまったということがありました。

それを思い出して、入る時だけではなくてやはりその後の住民の間での関係性というか、そういうものも少しフォローしていただけるようになると思います。

【飯村会長】

非常に難しいところですが、多分おっしゃられた事例は、大阪市の平野区で実際に起こっている事案でもありますので、決して埼玉県でもそういうことがないようにという話ではないかと思います。

【事務局（障害者福祉推進課）】

個別のご要望につきましては計画担当としてはお答えしづらいところがありますが、ただ、ご心配されているお気持ちはよく分かりますし、根底にあるのは障害理解が足りていないということもあると思うので、あるいは、もう少し広めに捉えると障害者差別であるとか、合理的配慮の提供とか、障害のある方の立場に立った対応っていうところになるのかと思います。差別解消法の普及啓発などにも関係してくるところだと思いますので、県としても引き続き県民に対する障害理解の促進につきましては、力を入れて進めていきたいと思っています。

【古澤委員】

地域生活をするため住居がまず必要ですけども、それだけでは駄目だということをもう1回確認する必要があると思うのです。

24 ページの地域支援体制整備事業の、要するに相談員との関係をどういうふうにするのかということと、相談員だけではなくて、やはりそこを支援する、日

常生活を支援するヘルパーさんとか、そういう福祉サービスを充実させないと地域の中で生活できない。そこも含めた形で計画を作っていないと、単に住居だけ提供すれば地域生活ができるのだという捉え方では駄目のような気はするんです。ですから計画の中にもう少しそういうところも含めた盛り込み方はできるのではないかなというふうに思います。

【飯村会長】

大変貴重なご意見だったかと思います。いわゆるハードの部分だけではなくてきちんとした形で、ソフトの部分を充実させながら、本当の意味で地域生活というところが円滑に行くようにというような部分ですね。事務局いかがでしょうか。この辺り少しかこう書き込みを具体的な中身でしていくとか、そういうことは可能ですか。

【事務局（障害者福祉推進課）】

この場では何ともお答えできない内容になりますので、ご意見として承ればと思います。

【飯村会長】

本日はかなり多方面から貴重なご意見をいただいております。事務局の中でいくつかご意見としてご要望として承った部分がありましたので、そこについてはまた引き続き結果がどうなったのかということ、何らかの形でフィードバックをしていただくということにさせていただければというふうに思います。

そうしましたら、こちらの方の本日の議事は一つだけということになりますので、続いて報告事項の方に移りたいというふうに思います。

報告事項の（１）の日中のサービス支援型共同生活援助の報告と評価制度について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（障害者支援課）】

報告（１）について、事務局から説明。

【飯村会長】

こちらの方は報告事項でもありますし、またいくつかご意見があった質の確保というようなところにも関連したことになるかと思いますが、引き続きというふうに思います。

【古澤委員】

10月24日の朝日新聞で、全国展開をする恵について、食材費を過大徴収し

ているという記事が載ったんですけども、そういうところで、埼玉県においても、やはり質の問題がすごく重要で、この評価の問題でいうと、書類を出せばいいんですか、っていうのが1点ちょっとお聞きしたいのと、やはりそこで立ち入りしたりとか、入所者から聞き取りをするとか、そういうようなことも含めた形で、生活実態がどうなのかということも聞いていかないと、なかなか見えにくいところがあると思うし、岡部委員から市町村によっても、格差があるっていうふうに聞いておりますので、そういう意味でそこをきちんとしていかないと、やはり隠れた感じで虐待的な行為というのが、見られるんではないかというふうに思っていますので、書類だけではなくて、立ち入り、それから入居者の聞き取りとか、そういうことも義務づけたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

【飯村会長】

ご意見ありがとうございました。この点はいかがですか。

【事務局（障害者支援課）】

この制度の趣旨そのものは、いわゆる何か不適切だったらできる監査はまたそれをまた別で行うものですが、これは事業所が定期的に報告することによって自ら自分たちの問題点などについて気づき見直し、改善につなげていくという、いわゆる性善説的なものに基づいております。ただ、もちろんその過程の中で、例えば本来そのあげていただく書類にもきちんとした対応を示していただけないとかそういうことがあれば当然そのことについて確認するという作業が発生してくると思いますのでそういったことに繋がるのですが、この制度そのものは、その書類上のやりとりが規定になりますけれども、最初はその時点からみずからがその一つの評価に基づいて、改善していくというそういうプラスの要素で考えられている制度でございますので、この制度自体において立ち入りを義務化するということは直接にはありません。この制度もしくはほかの情報であっても、何かしらの確認の必要がある事例がもちろんあれば、それに応じて対応することになるかと思えます。

【古澤委員】

営利企業等、それからいわゆる社会福祉法人や NPO 法人が運営しているグループホームがあるんですけども、はっきり言って、NPO 法人とかが運営している事業所は、書類の作り方が下手で、営利企業の方はすごく上手である。だからそういう意味でいうと、書類審査だけで本当に大丈夫なのかなと感じがする。だから隠れているところとか、例えば、そういうことも含めた形で、項目はよくわかりませんが、ここで、さっき言っていたお金の管理の問題だったり食事のメニューの問題だったりとか、そういうものまでしっかりときめ細かく出しても

らうことも必要になってくる、どうしたら、視覚化されるのかってことがすごく重要になってくるのかなと思います。でも、法律によって言えばそれまでなのかもしれないけども、それプラス埼玉県として、グループホームに住んでいる人たちの障害を持っている人たちをどういうふうに住生活支援していくのかっていうところは、付け加えてもいいのかなっていうふうに思います。

【飯村会長】

より実効性が高く、しっかりと利用者の方の権利も守られるような形で、プラスアルファで検討できる部分はまだあるかと思いますが、その辺りを少しご検討いただくと、ご意見を生かしてということではいかがですか。事務局の方よろしいですか。どうぞご意見ありがとうございます。

【事務局（障害者支援課）】

先ほどの通り事業所の状況を確認するのはこの制度のみで行われているわけではなく、例えば監査、定期監査による制度、また私どもであれば、指定時ですとか、ご意見の趣旨はとてもよくわかりますので、そちらを念頭に置きながら説明させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

【飯村会長】

どういう形で、より実効性が高まるかというのはまた追ってご報告をするというようなことにさせていただければと思います。それでは続きましての報告（2）埼玉県の障害者の地域生活体制整備事業について、こちらの方の説明をお願いします。

【事務局（障害者支援課）】

報告（2）について、事務局から説明。

【飯村会長】

ありがとうございました。こちらの方は通例の報告ということでございますので細かい事項も、もし何かありましたら事務局にご質問等いただければというふうに思います。それでは報告（3）各部会の取組等についてです。精神障害者地域支援体制整備部会の取り組みについて、お願いいたします。

【事務局（障害福祉推進課）】

報告（3）①について、事務局から説明。

【佐藤委員】

精神障害者の入院の場合、こちらの訪問支援の方、長期入院者の訪問支援ということも念頭にあるかとは思いますが、精神障害者の場合、入退院を繰り返しまして、家庭の方、自宅の方でも、結局小さな病院で家族が看護してるような状況の方が多くいらっしゃいます。結局は長期入院とあまり変わらない状況、地域の中で生活しているって話ではないのです。自立して生活することが可能になってこそ回復だと思しますので、この入院時の短期の入院の方も、入院時が地域にまた自立して生活していくチャンスでもあるので、こちらの支援事業の方、そちらも念頭に置いて推進していただければと思っております。

自宅では、半ひきこもり状態の精神障害者の人たち、1人で自立して社会の中で生きていくことが、またとても大事であるということ、よろしく願いしたいと思っております。

【飯村会長】

ありがとうございました。今のは、ご要望も含めてということで是非お受けとめいただければと思しますので、お願いいたします。では続きましてですね、今度人材育成部会の取組についてお願いをしたいと思っております。

【事務局（障害者支援課）】

報告（3）②について、事務局から説明。

【飯村会長】

ありがとうございました。福祉はやはり支援をする人の質という点が大変重要なところなので、また引き続きということをお願いをしたいと思っております。では最後医療的ケア児の支援部会の取組についてよろしくお願いいたします。

【事務局（障害者支援課）】

報告（3）③について、事務局から説明。

【飯村会長】

ありがとうございました。医療的ケア児支援については、大変難しい課題があり、医療・保健・教育など多方面にわたる連携が必要であり、市町村のレベルでもこうした協議が始まったというような状況かと思っております。引き続き状況報告をよろしく願いをします。

以上本日ご用意をいただいている協議事項それから報告事項はすべて終了いたしました。では進行の方を事務局の方にお返しいたします。皆様、大変お疲れ様でございました。